

二級・木造建築士名簿閲覧規則

(目的)

第1条 この二級・木造建築士名簿閲覧規則は、一般社団法人神奈川県建築士会（以下「本会」という。）が建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条の20の規定に定める指定登録機関として行う二級・木造建築士登録事務等のうち、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務に関する事項について、必要事項を定めるものとする。

(名簿閲覧所の設置)

第2条 名簿閲覧所は、本会（所在地：神奈川県横浜市中区太田町2-22）に設置する。

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。））及び夏季休暇

2 閲覧時間は、午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時までとする。ただし、天災等特別な事情が生じた場合には、期間を限り、登録等事務の適正かつ確実な実施のために必要な範囲で定める時間とすることができる。

(閲覧の対象)

第4条 閲覧の対象は、「二級建築士名簿」及び「木造建築士名簿」とする。

(閲覧の手続き)

第5条 名簿を閲覧しようとする者には、閲覧申込用紙（別記様式1）を提出させるものとする。

(証明書の発行)

第6条 証明書の発行を希望する者には、証明願（別記様式2）を提出させ、併せて実費相当額を徴収するものとする。

2 前項の額は、1件につき400円とし、現金又は送金により納入するものとする。

3 証明書の様式は、別記様式3による。

(閲覧上の注意)

第7条 閲覧者は、名簿を閲覧所の外部に持ち出してはならないとともに、複写機又は写真機による転写をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿等を汚損し、破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(その他)

第9条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

(附 則)

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

(附 則)

この規則は、平成27年6月25日より施行する。

(附 則)

この規則は、令和2年5月12日より施行する。